各都道府県消防防災主管部長 殿 東京消防庁・指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

建築確認に係る消防同意事務の取扱について

建築物火災の予防上きわめて重要な地位を占める消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 7 条の規定に基づく建築許可等についての消防長及び消防署長の同意に関する事務のうち建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に基づく建築確認に係るもの(以下「確認同意事務」という。)については、建築確認事務における行政内部手続きとして実施されてきたところですが、昨年の建築基準法等の改正事項の一部が本日から施行されたことに伴い、以後の確認同意事務の取扱について、特に下記の点に御留意の上、同事務を適正に運営されるようお願いします。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨を周知していただきますようお願いします。

記

1. 建築確認事務の厳格化について

今般の改正建築基準法の施行に併せて、当該改正により追加された同法第 18 条の 3 第 1 項の規定に基づき確認審査等に関する指針

(以下「指針」という。)が制定されたところ。当該指針においては、従来みられた申請後の設計図書を補正させた上で確認するという慣行を改め、誤記や記載漏れなどの軽微な不備を除いて補正を認めず、また、計画の変更による差替えや訂正を認めないこととされた。

このため、確認同意事務の実施にあたつては、同意を求める建築主事及び指定確認検査機関(以下「建築主事等」という。)が補正を可能とする範囲に留意の上、補正できない違反事項がある場合には、消防法第7条第2項後段の規定に基づき同意することができない事由を建築主事等に通知することとなること。

2. 修正条件を付して同意することについて

今般の建築確認事務の厳格化に伴い、従来みられた修正条件を付しての同意(以下「条件付同意」という。)を実施した場合、当該修正が建築主事等において対応できず、同意されなかつたものとみなされることが考えられるため、今後は条件付同意を行わないこと。

3. 事前相談等の機会の積極的活用について

今般の建築確認事務の厳格化に伴い、従来みられた確認申請後の設計図書の補正ができないこととなるため、消防機関は確認申請者からの事前相談等の機会を積極的に活用するなど、不備のない確認申請書をもつて円滑に確認同意事務が実施されるよう留意すること。

4. 関連通知の改正について

今般、「予防行政の運営方針について」(昭和 37 年 4 月 6 日付け自消甲予発第 33 号。以下「37 年長官通知」という。)及び「消防法第七条の規定に基づく建築物の確認等に対する同意について」(昭和 38 年 5 月 8 日付け自消乙予発第 11 号)が改正されたところであるが、これは建築確認図書の差替えや訂正を前提とした従来の表現を修正・削除したものであること。

5. 概要による審査について

今般、改正前の37年長官通知第5第2項が削除されたところであるが、建築物の計画のうち、消防用設備等については、確認申請

当時は未だその概要のみに止まり、工事の進行中にその詳細な設計内容が定まる場合が多く、今後もその概要をもつて同意を求められることがあるものと考えられる。このような場合においては、同意時に消防用設備等の配置や建築構造上の敷設方法等の概要が示され、詳細は関係法令に適合することとなることが明記された図書をもつて審査するなど、新築等完了後において齟齬を生じることのないよう留意すること。

【問合せ窓口】

総務省消防庁予防課

担当:地下(じげ)・井上・工藤

TEL 03-5253-7523
FAX 03-5253-7533